

高齢者虐待防止のための指針

津別町地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所

1 基本方針

津別町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という)は、高齢者虐待が深刻な人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、その権利利益の擁護に資することを目的として、高齢者虐待防止のための指針を定める。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会

(1) 事業所は、高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、事業所内に虐待防止検討委員会(以下「委員会」という)を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の検討事項は次の通りとする。

① 虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関すること。

② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。

③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

④ 虐待または虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という)について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

⑤ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、町への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

⑦ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

- (3) 委員は、事業所職員で構成する。なお、委員会の責任者は、事業所長（保健福祉課長）が務める。
- (4) 虐待担当者は社会福祉士が務める。
- (5) 委員会は1年に1回及び虐待発生の都度、開催する。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回実施する。また、研修参加者は事業所職員に限定せず、町内の介護保険サービス事業所の職員も対象とする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、虐待担当者に報告し、虐待担当者は速やかにコアメンバー会議を開始し、事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町関係部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 虐待等について相談および報告があった場合には、虐待担当者は速やかにコアメンバー会議を開催し、事実確認を行う。
- (2) 事実確認の後、コアメンバー会議を開催し、虐待の有無の判断・緊急性の判断・対応方針の決定をする。
- (3) 虐待対応の手順については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省)」に沿って対応する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、町の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情を受け付けた職員は内容を事業所長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

9 当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示するとともに事業所のホームページに掲載することで、いつでも職員や利用者等が閲覧できるようにする。

10 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本指針で定める研修会その他、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。